平成２５年（フ）第１６８号
長野市大字富竹1193番地３
債務者　金子　浩道
1　決定年月日時　平成25年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月25日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１８３号
長野県大町市平5410番地１借馬団地47―62、住民票上の住所長野県北安曇郡小谷村大字中土2052番地イ号
債務者　荻原けさ江
1　決定年月日時　平成25年10月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月25日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２５年（フ）第８０号
岐阜県可児市広見６丁目119番地　光ハイツＡ―106、前住所岐阜県可児市渕之上251番地11
債務者　狩野　真裕
1　決定年月日時　平成25年10月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月25日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２５年（フ）第４５５号
兵庫県尼崎市小中島３―５―28―207号室
森山賢一郎方、住民票上の住所大阪府豊中市庄内西町３丁目13番12―202号
債務者　梅野　綾子
1　決定年月日時　平成25年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月25日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第５３３号
兵庫県芦屋市船戸町３番24号　103号室、前住所兵庫県芦屋市津知町13番17―301号
債務者　貴村　浩子
1　決定年月日時　平成25年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月25日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第１９号
大分県竹田市荻町恵良原747番地１
債務者　井芹　美穂
1　決定年月日時　平成25年10月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月25日まで
大分地方裁判所竹田支部

平成２５年（フ）第２０号
大分県竹田市荻町恵良原747番地１
債務者　井芹　浩二
1　決定年月日時　平成25年10月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月25日まで
大分地方裁判所竹田支部

平成２５年（フ）第５７号
栃木県那須塩原市共墾社153番地25　那須グリーンハイツ205号、前住所栃木県那須塩原市上厚崎604番地19
債務者　山内　將嘉
1　決定年月日時　平成25年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月26日まで
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２５年（フ）第４５１号
千葉県流山市江戸川台西３丁目31番地の１
エステート江戸川台２―102
債務者　守屋　正春
1　決定年月日時　平成25年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月26日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第４８７号
千葉県柏市高柳新田20番地１　ロイヤルパークスＦ―102号
債務者　小宮　元気
1　決定年月日時　平成25年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月26日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第５１８号
千葉県流山市流山２丁目14番地の２　プレミアステート流山801
債務者　杉原　歩美
1　決定年月日時　平成25年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月26日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第５４４号
千葉県我孫子市並木９丁目23番８号101号　レピュード田島
債務者　山田　由美
1　決定年月日時　平成25年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月26日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第５５８号
千葉県柏市豊四季台４丁目１番82―308号
債務者　高瀬　弘之
1　決定年月日時　平成25年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月26日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第５５９号
千葉県柏市豊四季台４丁目１番82―308号
債務者　高瀬　裕美（旧姓中沢）
1　決定年月日時　平成25年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月26日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第５６４号
千葉県野田市中野台28番地の１
債務者　添田　　覺
1　決定年月日時　平成25年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月26日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第５６７号
千葉県鎌ケ谷市南初富３丁目４番１号
債務者　増川　吉雄
1　決定年月日時　平成25年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月26日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第５６８号
千葉県野田市山崎1314番地　西大和田団地１号棟371号
債務者　染谷　育子（旧姓飯塚）
1　決定年月日時　平成25年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月26日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部